



SOMPO
ホールディングス

保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜

平成29年2月改定

競走馬保険



競走馬保険の補償内容

突然のケガ・思いがけない病気など、愛馬に万が一のことがあった場合に生じた損害を補償する保険です。

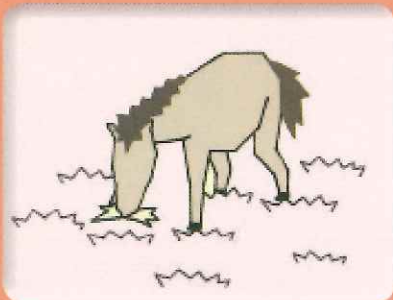
保険金をお支払いする主な場合

- 被保険馬が保険期間(ご契約期間)に偶然なケガまたは病気により死亡した場合(火災、落雷、流行性脳炎・馬伝染性貧血など法定伝染病による死亡も含みます。)または偶然なケガ、もしくは病気により死に瀕し、救うことのできない状態に陥ったことを損保ジャパン日本興亜の指定獣医師が確認し、屠殺した場合(経済的理由による屠殺は、保険金のお支払いの対象となりません)に保険金をお支払いします。

保険の対象

- この保険の保険の対象(保険の目的)となるのは次の種類の馬です。

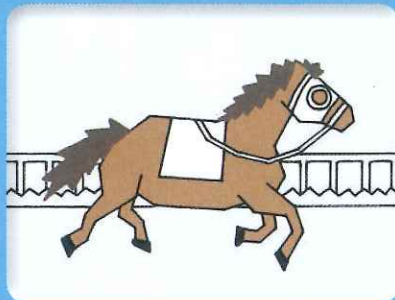
育成馬



生後1か月から
2才4月30日まで

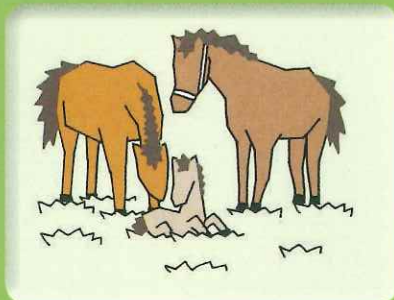
※ただし、血統登録前の馬については種付証明書等の公的な書類で血統の確認ができる馬にかぎります。

競走馬



日本中央競馬会馬名登録馬
2才5月1日から
10才まで

種牡馬・繁殖牝馬



3才から17才まで

加入時診断について

ご加入の時、保険金額の増額および特約条項等を追加する場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の指定獣医師による健康診断を受診していただきます。(診断完了まで日数がかかる場合がありますので、お早目のお申し込みをお願いします。)



ステップ1
補償内容

ステップ2
ご契約方法等

ステップ3
ご注意点

お支払いする保険金

■ 保険価額は、被保険馬の死亡の原因となったケガまたは病気が発生する直前の価額となります。

■ 損害保険金のご契約金額(保険金額)または保険価額のいずれか低い方を限度として、お支払いします。

(1) 保険金額が保険価額以上の場合

保険価額を限度として損害保険金をお支払いします。

(2) 保険金額が保険価額より低い場合

保険金額が保険価額に満たない場合は、次の算式により損害保険金をお支払いします。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

保険期間(ご契約期間)

原則として1年間となります。

※事故が起こった場合の保険期間の延長について

ケガまたは病気により死に瀕した状態となり、保険期間終了時まで、保険金のお支払いの対象となるか、ならないかが確定しない症状の事故の場合、1か月間単位の保険期間延長ができます。(延長期間分の保険料は、お支払いいただきます。)

保険金をお支払いできない主な場合

(1) 保険契約者、被保険者、被保険馬の騎手、調教師等の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害

(2) 外科的手術(死に瀕した状態の被保険馬を治療する場合を除きます。)または接種による損害

(3) 戦争、革命、武装反乱、暴動^(注)等による損害

(注) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(4) テロ行為(保険金額10億円以上の場合にかぎります。)

(5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害

(6) 台風、暴風雨等による洪水・高潮・土砂崩れ^(注)・落石等による損害

(注) 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(7) 核燃料物質、放射能等による損害

(8) 保険料領収前に生じた損害

など

※ただし、(6) については「水災担保特約条項」をセットすることで補償の対象とすることができます。詳しくはP③、④をご確認ください。

ご契約方法等

ご契約方法

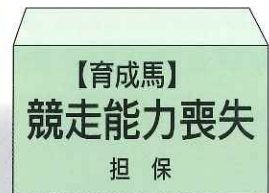
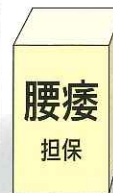
特約の種類と補償内容

育成馬



オプション特約

+

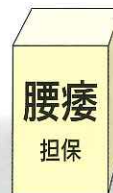


競走馬



オプション特約

+



種牡馬・繁殖牝馬



オプション特約

+



(繁殖牝馬用)

(種牡馬用)



ステップ1
補償内容

ステップ2
ご契約方法等

ステップ3
ご注意点

オプション特約

お客さまのニーズに合わせて、次のような補償もお選びいただけます。

水災 担保特約条項	台風、暴風雨等による洪水・高潮・土砂崩れ・落石などの水災によって死亡した場合に保険金をお支払いします。
【育成馬】 競走能力喪失 担保特約条項	2才4月30日までの偶然な事故による骨折（剥離骨折を除きます。）、脱臼、外傷、腱断裂、1眼以上の失明、骨軟骨症による肩跛行、喉頭片神経麻痺による喘鳴症、黒内障・緑内障・白内障・月盲による1眼以上の失明により競走能力を喪失したことを損保ジャパン日本興亜の指定獣医師が証明し、かつ、損保ジャパン日本興亜が認定した場合に保険金をお支払いします。
【競走馬】 競走能力喪失 担保特約条項	日本中央競馬会の施設内、または施設相互間の輸送中において骨折、脱臼、外傷もしくは腱断裂により競走能力を喪失したことを日本中央競馬会に所属する獣医師が証明し、かつ損保ジャパン日本興亜が認定した場合に保険金をお支払いします。
種牡馬機能喪失 担保特約条項	偶然なケガまたは病気により種牡馬としての機能を全く失った場合に保険金をお支払いします。
腰痠 担保特約条項	被保険馬が保険期間中に腰痠の発症により、競走または繁殖の用に供することが将来にわたり不能となったことを損保ジャパン日本興亜の指定獣医師が証明し、かつ損保ジャパン日本興亜が認定した場合に保険金をお支払いします。 ※保険金額の100%をお支払いします。（ただし保険金額が腰痠を発症する直前の被保険馬の価額を超える場合は、その価額を限度とします。） ※腰痠の発症とは、次の①および②に該当することをいいます。 ①重度の運動失調が認められること。 ②被保険馬に次のいずれかの事実があること。 ア.レントゲン検査または脊髄造影検査にて頸椎の形成異常が認められること。 イ.神経圧迫病変が推定されること。 ※腰痠担保特約条項は、競走能力喪失担保特約条項とセットでのお引受けとなります。 育成馬の場合は、育成馬競走能力喪失担保特約条項とセットでのお引受けとなります。（単独での引受けはできません。）
種牡馬授胎能力 障害拡張 担保特約条項	（保険期間開始前に繁殖の用に供されたことがなく、かつその精液について異常があることが検査によって確認されていない種牡馬が対象となります。） 初年度授胎率が60%未満、または牝馬に対し種付不能である場合に保険金をお支払いします。 ※授胎率が3分の1以下の場合を補償する特約条項もあります。 ※種牡馬授胎能力障害拡張担保特約条項をご契約いただくときは、種牡馬機能喪失担保特約条項とあわせてご契約いただきます。
流死産損害 担保特約条項 （生後30日用）	（妊娠から5か月以上経過した繁殖牝馬が対象となります。） 胎児が流死産した場合、または生後30日以内に偶然なケガまたは病気により死亡した場合に保険金をお支払いします。 ※先天的奇形および障害による屠殺や、胎児が複産児の場合で、死亡した胎児の他に生存する胎児がいる場合には、保険金をお支払いできません。 ※胎児の流死産のみを補償する特約条項もあります。

保険金額の目安

使用目的、特約条項ごとに定められた金額を目安に、保険金額を設定していただきます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

使用目的	年齢	基本契約保険金額	特約	オプション特約保険金額
育成馬	生後1か月～ 2才4月30日	評価額の60%以下		
平地 競走馬	2才5月1日～3才 4才～5才 6才～7才 8才～10才	評価額の70%以下 評価額の60%以下 評価額の50%以下 評価額の40%以下	【競走馬】 競走能力喪失 担保特約条項	基本契約の保険金額の80% または1,000万円のいずれ か低い額で設定します。
種牡馬 繁殖牝馬	3才～9才 10才～11才 12才～13才 14才～17才	評価額の70%以下 評価額の60%以下 評価額の50%以下 評価額の40%以下	【育成馬】 競走能力喪失担保特約条項 流死産損害担保特約条項 （生後30日用）	基本契約の保険金額以内で 設定します。
障害馬		評価額の40%以下 （200万円限度）		

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項を付帯した場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

④ クーリングオフ

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことができます。クーリングオフは、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内にお申し込みいただく必要があります。

クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に、損保ジャパン日本興亜の本社に必ず郵便でご通知ください。ご通知いただく事項は重要事項等説明書をご参照ください。

以下のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 質権が設定されたご契約
- 通販特約により申し込まれたご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しします。また、損保ジャパン日本興亜および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

ただし、保険期間の初日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の初日(初日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパン日本興亜が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者がその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

II

契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、以下の通知事項に変更が発生する場合、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

通知事項

- ・被保険馬の使用目的または主な管理場所の変更
- ・被保険馬の登録の取消、抹消または変更
- ・その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実*の発生

※保険契約申込書および契約内容変更依頼書に★印のある項目に関する事実をいいます。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

被保険者が法人のお客さま^(注)の場合は、通知の期限が異なりますので、ご注意ください。

(注) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)は、法人に含みません。

＜被保険者が法人のお客さまの場合の通知の期限＞

通知事項が発生したときに、その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がある場合は、あらかじめご通知ください。その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なくご通知ください。

- (2) 被保険馬を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生した時に保険契約はその効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。
- (3) 保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
- (4) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料を上回らなかったときを除きます。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパン日本興亜のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

Ⅲ

万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

ただちに通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約条項」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

Ⅳ

その他ご注意いただきたいこと

① 競走馬保険でご注意いただきたいこと

- ・ 地方競走馬登録・入厩した馬は、保険の対象となりませんのでご注意ください。なお、育成馬(2才4月30日まで)が南関東4場(大井・川崎・船橋・浦和)の各競馬場)に登録・入厩する場合は、割増保険料(地方競馬割増)をいただくことでその保険期間終了までは、補償対象となります。
- ・ 他の競走馬保険(他社でのご契約を含みます。))にご加入の場合は、この保険の保険金額が制限される場合がありますのでご加入時にお申し出ください。
- ・ このパンフレット記載の馬の年齢は、生まれた年を0才とし翌年の1月1日を1才として起算する数え方によります。
- ・ 保険契約申込書に事実と反する事項を記載した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・ ご加入時に保険の対象となる馬にケガや病気が生じていた場合は、そのケガや病気による損害に対しては保険金をお支払いできません。

② 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

③ 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いられません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

④ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

⑤ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

商品についてのお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<http://www.sjnk.co.jp/contact/>



【カスタマーセンター】

【受付時間】平日：午前9時～午後8時

土・日・祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

損保ジャパン日本興亜 お問い合わせ

検索

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。



※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。
※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808



IP電話からは
03-4332-5241をご利用ください。

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)

★競走馬保険は競走馬保険普通保険約款に火災・落雷担保特約条項、法定伝染病担保特約条項およびテロ危険等不担保特約条項およびその他特約条項がセットされた商品です。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

Tel:03-3349-3111

〈公式ウェブサイト〉 <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-19-9

ジオ八丁堀

JRAファシリティーズ株式会社

保険部

電話 03-6631-9006

競走馬保険 オプション特約

お客さまのニーズに合わせて、次のような補償もお選びいただけます。

New!!

【競走馬】 屈腱炎見舞金 特約条項

平成30年4月新設

被保険馬が保険期間中に初めて屈腱炎を発症したことを損保ジャパン日本興亜の指定獣医が証明し、かつ損保ジャパン日本興亜が認定した場合に見舞費用保険金をお支払いします。

保険金額の20%をお支払いします。

※屈腱炎の発症とは、屈腱炎の最大損傷部位損傷率(腱全体の横断面積に対する損傷面積の割合)が25%以上である場合にかぎりです。

【競走馬】 競走能力喪失 拡張

担保特約条項

被保険馬が保険期間中に骨折、脱臼、外傷もしくは腱断裂により競走能力を喪失したことを損保ジャパン日本興亜の指定獣医が証明し、かつ損保ジャパン日本興亜が認定した場合に保険金をお支払いします。

従来の「競走能力喪失担保特約条項」は日本中央競馬会の施設内、または施設相互間の輸送中に発生した事故のみを支払対象としていましたが、この特約は事故発生場所を限定せずに保険金をお支払いします。

※保険金額は、基本契約の保険金額以内で設定いただきます。

競走能力喪失 見舞金

特約条項

被保険馬が保険期間中に競走能力を喪失したことを日本中央競馬会の獣医または損保ジャパン日本興亜の指定獣医が証明し、かつ損保ジャパン日本興亜が認定した場合に見舞費用保険金をお支払いします。

保険金額の20%をお支払いします。

ただし、「未出走馬」でかつ「日本中央競馬会の事故見舞金制度の支給要件に該当しない場合」は保険金額の50%をお支払いします。

このチラシは「競走馬保険」の概要を説明したものです。

詳しい内容につきましては、「個別約款」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

問い合わせ先

＜引受保険会社＞
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
企業営業第二部第三課

〒103-8255
東京都中央区日本橋2-2-10
TEL. 03-3231-4214

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(お問い合わせは下記取扱代理店まで)
＜取扱代理店＞

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-19-9
ジオ八丁堀
JRAファシリティーズ株式会社
保険課
電話 03-6631-9006

(SJNK17-20008.2018.02.26)

■保険料（ご契約期間 1年間、ご契約金額1,000円につき）

1. 基本契約 ※高額馬のご契約の場合は弊社までお問い合わせ下さい。

使用目的	保険料	備考
育成馬	33円	生後1ヵ月後から2才4月30日まで
[平地]競走馬	33円	日本中央競馬会馬名登録馬に限ります
[障害]競走馬	150円	日本中央競馬会馬名登録馬に限ります
種牡馬	28.5円	3才から17才まで、水災担保特約を含む
繁殖牝馬	34円	3才から17才まで

2. オプション特約

特約の種類	保険料	備考
水災担保特約	1円	種牡馬については基本契約保険料に含みます
[育成馬] 競走能力喪失担保特約	7円	2才4月30日まで、基本契約のご契約金額以内で設定
[競走馬] 競走能力喪失拡張担保特約	44円	2才5月1日から、基本契約のご契約金額以内で設定
[競走馬] 競走能力喪失見舞金特約	10円	基本契約のご契約金額の20%をお支払します ※未出走馬でかつJRA事故見舞金制度の支給要件に該当しない場合は50%
種牡馬機能喪失担保特約	1.5円	
種牡馬授胎能力障害 拡張担保特約	30円	ご契約いただくときは、種牡馬機能喪失担保特約とあわせてご契約いただきます
流死産損害 担保特約（生後30日用）	100円	基本契約のご契約金額または種付料相当額のいずれか低い方を限度とする
腰痠担保特約	1円	保険金額は基本契約と同額、[育成馬・競走馬]競走能力喪失担保特約と併せて引受ける

3. 割増

高齢馬割増	明け15才:8円	明け16才:16円	明け17才:24円
地方競馬割増	1才以下の育成馬のご契約について、ご契約期間が明け2才5月1日以降にかかる場合、5月1日からご契約期間の末日まで、1ヶ月につき <u>2.75円</u> ※ただし、南関東4場以外の地方競馬登録の場合、入厩時に失効解約となります。		

4. 保険料例（ご契約期間 1年間、ご契約金額1,000万円の場合）

◆当歳育成馬	基本契約	330,000円
	基本契約+[育成馬]競走能力喪失	400,000円
◆明け3才[平地]競走馬	基本契約	330,000円
	基本契約+[競走馬]競走能力喪失見舞金	430,000円
◆明け10才繁殖牝馬	基本契約	340,000円
	基本契約+流死産（生後30日用）	1,340,000円

詳しい内容およびご不明な点のお問い合わせは下記までお願いします。

SJNK16-01415 2016.5.2

<引受保険会社> 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 企業営業第二部第三課 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-4214